

Title	独逸大銀行の発達 (中)
Sub Title	
Author	林屋, 友次郎
Publisher	三田学会
Publication year	1914
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.8, No.5 (1914. 6) ,p.608(102)- 616(110)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19140601-0102

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

業株を以て、各々、證券所有過多の状態に陥りたり。紐育「ニツカー」、ボツカー「信託會社」その背後に控へたる資本家に壓迫せられ大に引受事業に手を伸し業務膨大に失し終に倒産の不幸を見るに至れり。

然れども大抵皆其「信託者」は些少の損害をも被むる事無かりき之れ信託財産は會社自身の財産と全然分離して管理せられたればなり。(丁)

獨逸大銀行の發達(中)

林屋友次郎

五、國內銀行の集中

大銀行が新支店の増設他銀行の併合買収或は株式の所有交換等の方法に據り其統轄權を收め其結果國內銀行業務が漸時小數銀行の手に掌握せらるゝ現象を指して銀行集中と名付く、而して集中的現象は獨逸に於て最も盛にして斯業の發達に及ぼしたる影響頗る大なり。

(一)支店の設置 國內主要の地に支店を新設し或は小銀行を買収合併して支店となして業務の擴張並に是に伴ふ預金の吸收を策せんとする方は各國共に套襲する所にして獨逸に於ても「ドレスデン」銀行の四十五支店を始めとして僅かに伯林商業會社及び獨逸國民銀行の二例外を除きて自餘諸銀行何れも多少の國內支店を有せ

ざるものなし。

主要大銀行支店數を擧れば次の如し。

獨逸銀行	九	ドレスデン銀行	四五
割引會社	十二	商工銀行	二五
シャッフハウゼン銀行組合	十二		

是等の數字も支店制度の最も普及せる英國に於ける「ロイド」銀行の五百七十有餘の支店に比して著しき懸隔あるが如きも獨逸に於ては別に預金取扱所或は娘銀行と稱する如き制度の存在するありて其缺を補ふのみならず「倫敦の街角銀行支店を見ざるなし」と稱せらるゝ英國銀行支店の多くは僅かに普通の住宅店舗に多少の改造を施し預金事務の如き一局部の事務を取扱ふに過ぎず其規模簡單なること名義こそ支店と稱するも獨逸に於ける預金取扱所と大差なく銀行事務の全般に亘りて管掌するものは多數の支店中の小部分に過ぎず。

(二)預金取扱所 預金取扱所とは預金事務のみを取扱ふべき小規模の支店にして其最も多數を

存在するは伯林を以て第一とし獨逸銀行の如き市内のみにて四十七箇の取扱所を有せり取扱所設置の利益は僅少の經費を以て容易に之を増置するを得るにあり殊に獨逸の如く預金の吸收に關して銀行間の競争激烈なる所に於ては一層其利便を感ずること深からざるを得ず、されば各銀行共に之が増置に最も力を注ぎ所謂預金取扱所網を張りて都鄙所有階級に接觸して預金を吸收すると共に自行の勢力圏内を滲蝕せられざらんことを努む。

前掲五大銀行の取扱所を擧ぐれば次の如し。

獨逸銀行	九三	ドレスデン銀行	八一
割引會社	八一	商工銀行	二五
シャッフハウゼン銀行組合	三三		

(三)娘銀行 上記支店及び取扱所の外、銀行集中上最も重視すべきものに娘銀行ありて獨逸銀行界の特産物たり。

娘銀行の制度は金融業務の取扱に關聯するものにして銀行が有價證券の發行引受に染手するや

巨額の有價證券の販路は單に自行の顧客のみを以て不充分なるのみならず賣行不況にして脊負込の不運に際會したる時に於ても豫め危険の分擔者を定め置きて其損失の遞減を計らざる可らず。

如斯目的の下に大銀行が漸時同臭味の銀行をして自行の傘下に吸合せしめ同一系統内のものは各々脈絡相通じ緩急相救ひ殆ど本末の關係を生ずるに至れるなり。

大銀行が小銀行をして自行の傘下に吸合する方法には獨逸銀行が白耳義メルキキツシュ銀行或はシュレヂツシュ銀行に於けるが如く割引會社が漢堡北獨逸銀行に於ける如く小銀行の株式の大部分を所有するか或は獨逸銀行が「エツセン」銀行に於ける如く其株式の一部を收むるか或は割引會社が南獨逸割引會社との關係の如く相互株式の交換をなし之を統轄するにあり。

如斯國內多數の小銀行が買收併合に依り大銀行

の支店となり或は娘銀行として其傘下に隠るゝに至りたる原因の重なるものを求むれば一八八九年及び一九〇〇年印紙税法の改正に基く有價證券の發行讓渡に關する重課税の影響一八九七年新取引所法の實施に指を屈せざる可らず。

蓋し有價證券取引に關しては獨逸諸銀行は自餘の大陸銀行に於けるが如き尋常の茶飯事たりしと雖小銀行は其資力の點に於て多種多量の證券を常に準備すること能はず勢ひ必要に際する毎に大銀行に就きて之を求め相當の歩合を徴して賣却するを常としたるに讓渡に對する重課税の結果買入と賣却との二重の課税を負擔せざる可らざるに至り競争上鮮からざる不利益を感ずるに至れり。

更に其打撃の激甚なりしは新取引所法の實施にして同法に於ける工業及び鑛業に對する定期取引の禁止は投機者流の閉塞を來し之を以て最大顧客としたる私人銀行の營業に一大影響を與へ

たるのみならず從來彼等慣用手段たりし取引所内に勸誘員を派遣するの行爲が無經驗者の投機心を挑發せしむるものとして重刑を課せらるゝに至りたるが爲め自然顧客の喪失を來し遂には倒産の悲運を耐め或は自ら投機者の亞流に下り比較的堅實なる營業方針を持續したるものも其間數回の恐慌は顧客をして益々基礎強固なる大銀行に就くの利益を悟らしめ小銀行は愈々自立困難を感ずると共に大銀行と密接の關係を結びて其庇護の下に經營を持續し或は併合せらるゝに至れり。

其結果割引會社の如き六十行以上の私人銀行を併せ獨逸銀行亦五十行の餘を合併せり。然れども尙現時存在せる私人銀行の數三千乃至四千の間を往來すと云へり。

前掲五大銀行に就きて各々其系統内に屬する娘銀行の重なるものを舉れば次の如し。

獨逸銀行系統 白耳義メルキツシュ銀行、シュ

レンツシュ銀行、ハノバ銀行、メクレブルグ不動産爲替銀行、エツセン銀行組合、エツセン信用會社、ジエヒツツシュ銀行、ワルデンブルク貯蓄貸付銀行、ヨッタ私人銀行、米國信用銀行、ルユドウィツグスハーフェン伯領銀行、メクレンブルグ貯蓄銀行。

割引會社系 北獨逸銀行アルゲマイネ獨逸信用會社、バルメン銀行組合、南獨逸割引會社、バイエラン割引爲替銀行、チユリンゲン銀行、ストウツツプ株式會社、スタルフツドラル株式會社。ドレスデン銀行系、メルキツシュ銀行、米國銀行シュワルツブルグ土地銀行、ヘッセ伯領免許土地銀行、ミユルハイム銀行

商工銀行系 東京商工銀行、ウユルテンブルグ銀行、フラム商會。以上ノ外「ヒルデハイム」銀行が「ハノバ」銀行に屬し「ハノバ」銀行は更に獨逸銀行に屬し居るが如き傍系の小銀行亦尠からず。

以上の諸系統に屬する資本金積立金を擧ぐれば次の如し。

系統名	親銀行		娘銀行	
	資本金	積立金	資本金	積立金
獨逸銀行系	二〇〇	一〇八	四九一	一三〇
割引會社系	二〇〇	八〇	三〇四	七八
ドレスデン銀行系	一七〇	六一	五三	七
商工銀行	一六〇	三二	六〇	九
銀行組合系	一四五	三四	二七	四

六、英國銀行との比較

獨逸の銀行制度は英國の制度に比し其根本に於て主義を異にせり。
英國に於て銀行とは所謂預金銀行にして公衆より低利若くは無利息の預金を吸収し之に依て手形を割引し有價證券を買入れ、或は取引先に對し融通を與ふるにあり其業務比較的簡單なるも獨逸に於ける銀行業は第二節株式銀行の條に述べたるが如く多技多葉の業務を包括經營し銀行

は商工業者に對し單に信用を供給し資金を貸與するに止まらず銀行は常に商工業者の從僕たる心掛を以て其財政上の機關となり有用なる知識と經驗を以て之が援助を怠たらざるなり、商工業者と銀行との間に存する此密接なる關係こそ獨逸銀行業の一大特色をなすものにして之れ一面に於て有價證券の發行引受と之に伴ふ關係會社の管理監督上の必要及び當座勘定の特有なる性質に基く結果に他ならず、銀行が有價證券の發行引受をなす方法に關しては別に一章を割きて説明すべきが故に茲には當座勘定の性質に就きて一言するに止むべし。

英國に於て當座勘定とは其引出に小切手を以てする預金なれども獨逸に於ける當座勘定は小切手取引と關聯を有せざるものにして小切手を以てする預金に對しては別に小切手勘定なる特別の名稱を附せり。
此小切手勘定と英國當座勘定とは大體に於て相

違する事なく只兩國々情の相違より英國に於ては其殘高に對して利子を附せざるを以て原則とするに獨逸に於ては普通帝國銀行公定利子の二分下臺の利子を附するを常とし倫敦組合銀行の如き貸越契約に依りて信用を供給するは田舎銀行の仕事として爪弾する傾ありと雖も過振に依りて繼續的信用を許容するが如き獨逸大銀行と雖日常普通に行ふ所にして要するに經濟發達の程度を異にする結果に他ならず。
獨逸に於ける當座勘定とは一定の手數料を徴收する取引にして其料率は取引の狀況に依り必ずしも一定せざる所なれども最低料率と雖取引金高の一萬分の五を下ることなし、而して此手數料に基く収入は銀行經常收入中相當重要な地位を占め平均銀行収益の二割五分に當れり。
銀行が斯の如く顧客より手數料を徴收する結果顧客の爲めに種々なる便宜を提供する義務を生じ代金の支拂取立信用狀の發行顧客に宛て振出

されたる手形の引受或は顧客の計算を以てする有價證券の賣買等顧客の金融上の事務にして殆んど支辨せざるものなし。

當座勘定が銀行と顧客との關係を密接ならしむことは已に述べたるが如しと雖も更に其の影響の大なる後に詳論すべき金融事務の關係にして銀行が公債社債の引受新會社の設立既設會社の組織變更に參與し財政上營業上の援助を爲し或は工業會社の機關となりて一切の資金の調達の任に當ると共に一方放資資金の監督上關係會社の管理に優越なる地位を占め銀行重役が自行の利害を代表して各種會社の重役に選出せらるゝ場合多し。

斯くして銀行と商工業者との關係が益々密接に赴く點は銀行營業の上齊すべき利益亦勘からざる所なれども此種の方面に放資すべき資金は概して回收の容易ならざる性質を帶ぶるものなるが故に資本金積立金の如き長期債務を以て之に

充て預金の如き短期債務より來る資金と截然區別する所なかる可らず。

隨て銀行が金融業務の擴張をなさんとするには勢ひ長期債務の増加を計らざる可らず。

是れ獨逸の銀行が英國の銀行に比して巨大なる拂込資本金を有するの原因たり。

試に倫敦組合銀行中主要なるもの、拂込資本額及び積立金を擧ぐれば次の如し。

ロイズ銀行	資本金	積立金
倫敦エンドカウンティ	八四	一九二一年
ウエストミンスター銀行	七〇	三〇
倫敦エンドジョイント	六〇	八〇
ストック銀行	六〇	二二
ナショナルプロビデンス	六〇	四三
ハース銀行	四四	四〇

其拂込資本額の最も大なる「ロイド」の八千四百萬馬克(四百二十萬磅)と雖獨逸銀行の二億馬克に比して非常の相異なるを知るべし。然れども獨逸銀行を始め獨逸諸銀行の株式は總

て金額拂込なるに拘らず英國銀行は更に多額の未拂込資本金を有す、英國に於ては普通銀行は百磅の額面價格に對し五十磅は事業擴張の爲めに拂込を要求することを得るも爾餘の五十磅は會社の負債に對する責任準備として清算の時にあらざれば拂込を要求せざるを原則とす、斯の如く終局に於て責任を負擔せしむるが爲めに株式の所有者を總て個人に限定し其讓渡に際しても亦銀行の承認を求むるの習慣なり。

獨逸諸銀行の株式が主として全額拂込なるは一は全額拂込の株式にあらざれば取引所の賣買に附する能はざる法規の存在するにもよることなれども主として資本の意義に關する觀念の相違に基くものと云はざる可らず。

即ち獨逸に於ける銀行の増資は已述の如く金融業務の發達に據る長期資金の需要に驅られたる

ものにして純然たる營業資本に外ならず然るに英國に於ては國內資金の存在量の豊富なる銀行が預金として收納する金額のみにて十億八千八百萬磅に昇り、(一九二一年)銀行の總負債額の八割二分を占め加之其の三分の二を占むるものは當座預金にして利子の支拂を要せざるものに屬す、隨て銀行が斯る低利又は無利息の巨額の資金を擁する一事は其投資に際して利廻に顧慮せず最も確實なる投資物件のみを選択して充分に収益を擧ぐるとを得べく倫敦組合銀行の如き資本に對して三割餘の収益を收むるもの稀ならず、如斯銀行が營業資金の殆ど總てを公衆より收受せる短期信用に依頼する結果自己の資本を殊更増資する必要なく彼等に採りては資本は一種の責任準備金に過ぎず故に清算に際して拂込をだになすことを得れば平時は出來得る限り其

額を減少して配當を増加せしむること資本の所有者に取り最も有利なればなり。

要するに此二制度共兩國經濟狀態の相違より來りたるものにして何れを是とし何れを否とすること能はず、獨逸の銀行が増資によりて工業會社に投資をなすが如き必ずしも非難すべきにあらざれども往々に關係會社との惡因縁に纏はれ短期債務を流用して固定せしめ遂に倒産の悲運に際會したる例なきにあらず、一九〇一年の「ライプツヒ」銀行一九一〇年の「ニゲルドイツチエ」銀行の破産は是れ等の好股鑑を示すものなり。

此の點より「マインヤル」教授の如きも極力獨逸銀行の制度を爪弾して銀行は社會の信賴を受け公衆より資金の供託を受くるものなれば之を運用するに回收の容易なる流動的物件を選択して

公衆に對し損害を醸さざるを要すといへり、此種の議論は單に英國學者に依りて唱導せらるゝに止まらず「ワグナー」「ロツシヤ」「セツフレ」等獨逸學者中にも之を主張するもの尠からず。要之獨逸の銀行制度が投機的傾向を帶ぶることは肯定すべからざる事實にて平素其運用宜しきを得るに當りては其收益も亦大なりと雖一朝不況に沈淪するや莫大の損失を醸す虞れあり長期間の平均に於ては寧ろ英國銀行の堅實なる方針に如かざるべしと雖も經濟發達の點に於て尙一籌を輸する獨逸にありては多少の犠牲も亦工業の發達を企圖する上に於て止むを得ざる所ならん。

されば「シユモラー」教授の如きも之を是認し今日經濟社會に於て各種會社の設立組織の變更或は有價證券の發行引受の任を當る者を必要とす

るや論を俟たざる所にて英國預金銀行が斯る方面に染手せざる所以のものも別に私人銀行の存在するありて分業的に之を擔任するが爲めに他ならず、普通銀行が金融事務を掌握するが爲に一朝失敗の曉に於て經濟界を攪亂する虞ありとの議論の如き私人銀行の營業も其内面に於て預金銀行の援助に俟つこと大なるを知らざるが爲めにして私人銀行の失敗は臚て預金銀行に其累を及ぼし來るは當然のこと、いふ可く只其直接と間接との差あるに過ぎざるなり、寧ろ獨逸諸銀行が巨大なる資本を擁して之に充て加之投資企業に對して自ら管理經營の任に當るの安全なるに如かざるなりといへり。(未完)

批評と紹介

英國財政二十五年史

Bernard-Mallet-British Budgets, 1837-38 to 1912-13. 英國自由黨内閣に於て、曩きに郵便事務長官たり、後に商務院長官に移れるシドニー、チャールズ、バックストン氏は千八百八十八年「財政と政治」(Finance and Politics. An Historical Study)と題する一書を著し、前後二卷に於て、十八世紀末より千八百八十七年に至る約九十年間英國に行はれたる財政策並に之を支配したる政治上の變動を敘述し、殊に財政と政治との交渉する跡を明にしたり。此書は廣く世に傳はらざりしが如しと雖も敘事の周到にして、引抄の該博なるの點に於て、今日に至るまで英國財政史の研究者を益するもの尠なりとせず。バックストン氏自ら稿を次ひて、千八百八十八年以後の

財政事歴を評論するか、又は他に氏の業を繼ぐ可き者出で、「財政と政治」に於て中斷せられたる英國財政史の脈絡を繋がんことは、吾輩の喝望する所なりしが、バックストン氏は其後政治上の運動に忙はしくして、再び著作界の人たらず、又同種の業を企つる者を見ざりき。今マレット氏の著書に依て、多年の缺陷を補ふを得たるは、英國財政の研究者に取つて、喜ぶ可き所なりとす。

固よりマレット氏の著書は體裁に於て、敘述の方法に於て、バックストン氏の著書と異なる所多く、殊に財政と政治との交渉に重きを置かず、純財政の方面に研究の範圍を限れり。氏は本書を區分して、三編とし、第一編は豫算演說並に討議と題し、千八百八十七年より千八百九十二年に至るゴツシエン氏編成の六豫算、千八百九十三年より千八百九十五年に至るハーコート氏編成の三豫算、千八百九十六年より千九百二年に